

7. 「公道上」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び公道上等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「公道上」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額(1/1以内)
	設置工事費	定額(1/1以内)

注1：「公道上」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路および地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路を除く、道路法における国道、都道府県道、市町村道などの道路上を充電場所として、充電設備を設置することをいう。公道に面している施設などに充電設備を設置するものは「公道上」には含まない。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

7-1.「公道上への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(11)を全て満たすことが必要です。

- (1) 設置場所が誰もが自由に入出りできる場所^(注3)にあること。
- (2) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。
- (3) センターが求める条件を満たした充電場所を示す案内板を設置すること。
- (4) 充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、掲載先が未定の場合は、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。
- (5) 充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
- (6) 充電設備を設置するにあたり、関係する法令等を遵守していること。
- (7) 道路占用許可ならびに道路使用許可を得ていること。
- (8) 充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（CHARGING POINT）を設置すること。^(注4)
- (9) 設置する充電設備は、OCPP 1.6以上に準拠した総出力50kW以上の急速充電設備であること。
- (10) 充電設備が24時間利用の可否を申告すること。24時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。
- (11) センターが承認した充電設備の定格出力等の性能を担保するために必要な電気配線、ブレーカー等の電気設備を設置する工事を行うこと。
充電設備を複数基設置する場合は、設置するすべての充電設備について、それぞれ承認された定格出力での同時稼働を前提として、当該性能を担保するために必要な電気設備を設置する工事を行うこと。

※充電設備は24時間利用可能となるよう努めることを推奨します。

※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注3：設置場所への出入りや充電を行う際に、設置場所の許可を都度得る必要がある場所、または別の車両の移動を要する場所を除く。

注4：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告することで可とする。その場合は状況等報告にて理由を申告すること。

7-2. 特有の提出書類および申告内容

公道上への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

- 7-3：道路使用許可を得ていることを証する書類
- 7-4：道路占用許可を得ていることを証する書類
- 7-5：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

- 7-6：設置する施設等の説明
- 7-7：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載先

7-3. 道路使用許可を得ていることを証する書類

道路使用許可を得ていることを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・管轄している警察署名の記載

《発行日》

- ・書類の発行日を記載

《申請場所》

- ・設置場所を使用することが確認できる住所または場所名の記載

《期間》

- ・道路を使用する期間の記載

7-4. 道路占用許可を得ていることを証する書類

道路占用許可を得ていることを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・道路を管理している地方公共団体名の記載

《発行日》

- ・書類の発行日を記載

《申請場所》

- ・設置場所を使用することが確認できる住所または場所名の記載

《期間》

- ・道路を占用する期間の記載

《目的》

- ・道路を占用する目的の記載

7-5. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。

駐車スペースの造成を必要とする経緯・理由が記載された書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・書類を発行した氏名または名称の記載

《作成日》

- ・書類の作成日を記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《造成理由》

- ・造成をする経緯・理由を記載

7-6. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《公道名》

- ・ 施設に面する公道名

《警察署および地方公共団体等の協議先》

- ・ 設置にあたり協議された警察署および地方公共団体等の機関名、部署名、担当者名および連絡先

7-7. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載先

設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載（Webサイト名）の有無をオンライン申請システムにて申告してください。

掲載「有」の場合は、そのWebサイトのURLを申告してください。

掲載「無」の場合は、掲載予定先のサイト名を申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称（略称不可）

《充電設備の出力》

- ・ 設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・ 設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・ 設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況